

# 大阪府立光陽支援学校「学校いじめ防止基本方針」

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになり児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えることにつながる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底するとともに、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をすることが重要となる。

本校では、「一人ひとりを大切にする教育」を一つの教育の柱として位置付けており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

一定の人的関係：学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など

物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなど

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、事務長、教頭、首席、指導教諭、指導養護教諭、指導栄養教諭、学部主事、生活指導部長、生徒指導主事、当該学年主任、当該児童生徒担任

#### (3) 役割

##### ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）

#### 4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	児童生徒への指導			保護者との 協働	教職員の 取組	その 他
	小学部	中学部	高等部			
年間を 通じて	<b>授業等での人権教育の取組</b> 自尊感情 豊かな人間関係 コミュニケーション 人権感覚 性に関する教育 地域・社会との関わり 現場実習			連絡帳等による 日々の情報共有	部会・学年会等 での情報共有	
	<b>学校間交流</b> 北大阪朝鮮初級 学校 清水小学校	<b>学校間交流</b> 旭東中学校	<b>学校間交流</b> 門真なみはや高校			
4月	新入生を迎える会	新入生を迎える会	新入生を迎える会	相談窓口の周知 *家庭訪問・ 保護者懇談 (家庭状況等 の把握)		学校HP の 更新
5月	運動会 遠足	運動会	運動会 生徒会選挙			
6月	<b>学校いじめ防止基 本方針の内容をHP にて周知</b> 防犯訓練 児童会選挙	<b>学校いじめ防止基 本方針の内容をHP にて周知</b> 防犯訓練 校外学習 生徒会選挙 宿泊学習	<b>学校いじめ防止基 本方針の内容をHP にて周知</b> 防犯訓練 進路福祉懇談会 生活卒後相談 宿泊学習	*第1回「安全 で安心な学校 生活を過ごす ために」アン ケートの実施	*第1回いじめ 対策委員会の 開催	
7月	宿泊学習		校外学習	*PTA会議にて 「学校いじめ防 止基本方針」の 趣旨説明	*第2回いじめ 対策委員会の 開催 人権研修(全校研修)	
8月						
9月	芸術鑑賞会	芸術鑑賞会	校外学習 芸術鑑賞会			
「いじめに関するアンケート」実施						
10月	遠足	修学旅行 校外学習	後期現場実習 校外学習 修学旅行	保護者懇談 (家庭での様子の把握) *第2回「安全 で安心な学校生 活を過ごすため に」アンケート の実施		

11月	学習発表会 修学旅行	学習発表会	学習発表会		*第3回いじめ対策委員会の開催	
12月	児童会選挙	校外学習 生徒会選挙				
1月	地震津波避難訓練 作品展	地震津波避難訓練 作品展	地震津波避難訓練 作品展	*第3回「安全で 安心な学校生活 を過ごすために 」アンケートの 実施		
2月	全校集会 卒業遠足 卒業生を送る会	卒業記念行事 全校集会 卒業生を送る会	全校集会 卒業記念行事 卒業生を送る会	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	*第4回いじめ対策委員会の開催	
3月				保護者懇談 (家庭での様子の把握)	*第5回いじめ対策委員会の開催	

#### 5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、年度始め、アンケート実施後、年度末の年3回開催し、いじめに係る事象が生起もしくは起きる可能性がある場合、随時会議を開催する。それによって、取り組みの計画と検証だけでなく、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

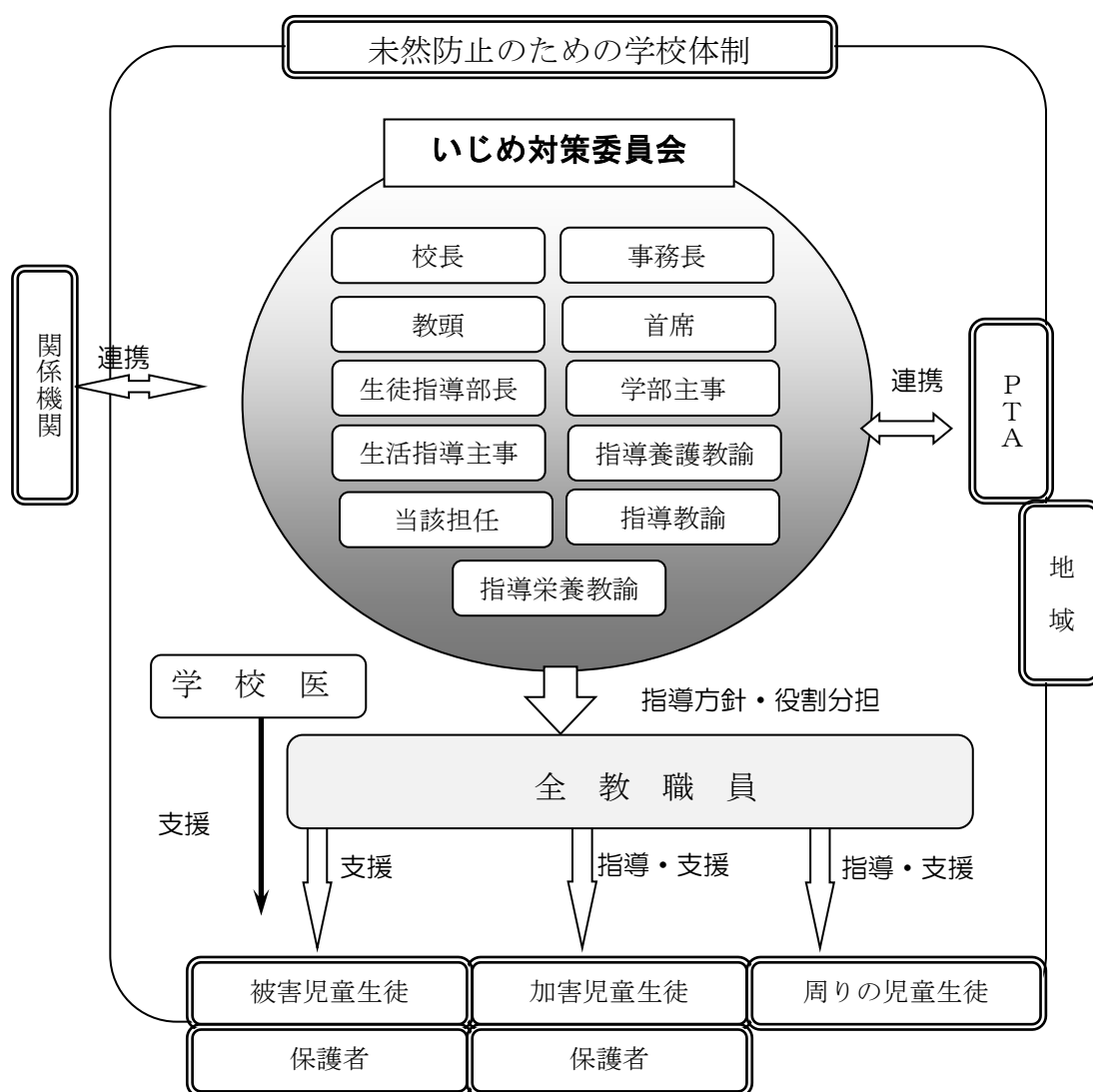
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神が行き渡る環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

とくに、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### (いじめ防止体制)



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して研修を行い、児童生徒一人ひとりの微妙な変化も見逃さないよう啓発する。児童生徒に対しては、困ったことがあった時はすぐに教職員に相談するよう指導する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、各教科および特別の教科である道徳・特別活動並びに自立活動の時間等、学校教育活動全体において、児童生徒が主体的に自他の存在を認め合い、尊重し合える態度や、他者とコミュニケーションを円滑に図る能力を育てることが必要である。そのために、常日頃から友だちを大切にし、仲よくすることを指導する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業づくりを進めるために、正確な児童生徒の実態把握に努め、その実態に配慮した授業計画を作成する。児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、一人ひとりの障がいに応じた支援を大切にする。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に対しては、各学部主事を中心にして常に注意をはらうようにする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、一人ひとりが役割を持ち、その役割を遂行できるよう支援する。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年に3回実施する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るために、毎日の連絡帳を通じた情報交換を大切にする。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、普段から担任を中心とした児童生徒への言葉かけを大切にする。
- (4) 書面により、相談体制を広く周知する。  
いじめ対策委員会の実施により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては「個別の教育支援計画」等の扱いと同様に厳重にする。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒・保護者の安全を確保するよう配慮する。

また、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけてしまった場合にも、丁寧に事実関係を確認し、真摯に対応する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学部主事等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒・保護者から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。  
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。  
「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。  
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。  
運動会・体育大会や学習発表会、校外学習、泊を伴う行事等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒・保護者からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒・保護者の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

## 第5章 その他

本校に通学する児童生徒の障がいの実態は様々であるので、その実態に最大限配慮した対応を心がけることを教職員に徹底する。

### 附則

- (1)平成30年4月1日施行
- (2)令和元年7月8日実施